

昨年3月20日に新柳川市が誕生し、2年目となりました。私たち52名の議員（去る6月1日新谷真澄議員がご逝去されました。心からご冥福をお祈りいたします。）の1年7ヶ月の在任特例期間も残すところあと4ヶ月となり、定例議会も今回の6月と9月議会の2回となりました。このたび6月9日から27日まで19日間の会期で6月定例議会が開催され、執行部から提案された26議案が審議されました。また、平成18年度は新市建設の本格的なスタートの年ですが、これから自分たちの街や暮らしがどうなるのか、まだ具体的に示されていません。その準備作業が執行部内で進められていますが、準備と実行が同時の進行の状況です。一日も早い具体的な計画のとりまとめが求められます。そこで、今後の柳川の行く末について一般質問をし、執行部と議論をいたしました。

以下、今回の議会の主なものと市政状況についてご報告いたします。



柳川市議会議員
佐々木創主

佐々木創主議会報告(12号)

平成18年柳川市第2回定例議会 会期：6月9日～27日

○平成18年度一般会計補正予算（第1、2号）が、全員賛成で可決しました

平成18年度当初予算に、歳入・歳出とも171,600千円追加され、予算総額が28,166,600千円となりました。

主なものは、現在、柳川市の介護保険事業は福岡県の広域連合に加入しておりますが、隣の「みやま市（瀬高町、山川町、高田町の合併）」と同様、柳川市も広域連合から脱退し単独での運営を目指すことになり、それに伴うシステム開発委託料、データ移行費用などの初期投資費用として60,050千円（詳細は後述）、蒲池の小学校児童増加により学童保育所も増設する必要がでたための委託料などで1,600千円、消防署の大和三橋出張所に新たに配置される消防ポンプ車購入費31,500千円、旧柳川ホテルに建設される足湯とトイレを備えた休憩施設整備費として66,049千円などです。

この中で、足湯の休憩施設は、旧柳川市時代に計画があった「さげもん館」を受け、石田市長が提案した県南女性センターに設置しようとしていた「さげもん館」計画が取り下げられたことに伴い、その事業費として県が確保していた60,000千円が宙に浮いていたため、その事業費をそのまま利用しようとするものです。しかし、観光客があまり来ない場所に足湯を作ったところでどれだけの利用価値があるのか、60,000千円もの予算があれば、他にもっと有効な使い方がなかったか疑問が残りました。

○平成18年度老人保健特別会計補正予算（専決処分）が全員賛成で可決しました

歳入・歳出ともに146,233千円追加され、予算総額が9,210,233千円となりました。

医療費は、市の負担分とその年度の医療費を予測して国・県・基金から概算交付されます。翌年度、その概算額と実際かかった医療費と比較して清算されます。平成17年度は実際の医療費が概算額を上回ったため、今回の補正予算で146,233千円を追加して清算することになります。

* 専決処分とは：議会にはかかる時間的余裕がない場合や、軽易な事項に関して議会から委任されている事項などを市長が処分すること

○3歳未満の乳幼児の医療費助成制度がより充実することになりました

これまで医療費助成は入院・外来に限られていましたが、来年の1月から初診料・往診料も助成されることとなります。（就学前の3歳児以上については従来どおり入院のみとなります）

○市の物品購入や清掃業務委託などの契約が長期契約できるようになりました

これまで電気、ガス、水の供給業務や不動産の借り入れ等を除いて、地方自治体は事務機、機械などの物品購入や建物の清掃・警備・保守業務などすべての契約にについて法律により1年契約しかすることが出来ませんでした。しかし、地方自治法が改正され、今回の条例整備により事務機器や機械などのリース契約や庁舎の保守・管理業務などが3年から5年での契約が可能となります。このことにより事務手続きもより簡素化することが出来、なにより長期契約をすることによるコストダウンが期待されます。

○来年から所得税と住民税が変わることになります

小泉内閣のもと進められている、国庫補助負担金および地方交付税の削減、地方への税源移譲、いわゆる三位一体の改革に伴い、平成19年度から国税である所得税を減額し、地方税の住民税を増額することにより地方へ税源が移譲されることになりました。

現在、暫定措置として平成16年度から、所得税の中から所得譲与税という名目で地方自治体へ交付されており、柳川市の場合、平成18年度当初予算では約5億円の所得譲与税が交付されました。しかし、税源移譲といいながら国を通じた形となるため、平成19年からは、県や市町村が直接住民税として収納できるようになります。具体的にいいますと、まず税源移譲分の所得税が減額されます。それに伴い、減額された分住民税が増額されることとなります(市県民税の税率が、現在の所得に応じた5・10・13%から一律10%になります)。市民の皆さんにとっては、所得税が減る分、住民税(市県民税)が上がることとなりますが、高額所得者を除いてほとんどの世帯が差引ゼロとなり、基本的に負担の増加はありません(*ただし、低所得者層は非課税、もしくは所得税・住民税とも変わりません。また、収入が1,600万円以上の高額所得者は、所得税が上がり住民税は下がります)。

また、この税源移譲とは別に、来年から所得税の恒久減税措置が廃止され、その影響として所得税、住民税ともに増えることとなります。この恒久減税廃止と税源移譲が同時期に行われることにより、増税感をお持ちになることと思いますが、この仕組みをご理解ください。

では、この税源移譲で所得税と住民税がどのようになるかという、夫婦と子供2人の世帯の例で見ると、大まかに下の表のようになります。

給与収入	所得税の増減	住民税の増減	負担の増減
400万円未満	0	0	0
400万円～1,200万円未満	-16,000円～-97,500円	+8,400円～+97,500円	0
1,200万円～1,300万円未満			-7,200円
1,300万円～1,600万円未満			-8,400円
1,600万円以上	+11,700円～	-20,100円～	-8,400円

* 上の表はあくまで目安で、家族構成、社会保険料などにより課税額が変わります。また、所得税の恒久減税廃止に関わる部分は加味しておりません。なお、具体的な課税額は、国からの指針のもとこれから算出されるため、市民の皆さんへの市からの正式なお知らせには多少時間がかかると思いますのでご了承願います。

○合併浄化槽問題について、執行部から新たな提案がされましたが、継続審議となりました

昨年9月から、この議会報告でお知らせしてきた合併浄化槽問題ですが、今回の定例議会で市町村型として提案されましたが賛成多数で継続審議となりました。

これまでの経緯は、現在、個人が合併浄化槽を設置する際、市がその本体設置費を補助していますが、設置数は約5,000基でまだまだ設置が進んでいない状況のため、「PFI方式」という市が直営する形をとり、SPCという企業体に業務すべてを委託し、10年間で1万機を目標に設置を加速させ、河川浄化につなげるというものです(1基の設置費:102万円(個人負担:102,000円、国県補助:404,575円、市負担:513,425円))。この方式だと、5人槽で個人負担が約10万円(現在の個人型は568,000円)で済み、個人への営業、手続き、業者への発注、検査などを、すべてSPCという企業体(浄化

槽メーカー、建設業者、管理会社などで構成)が行うため、市の財政負担が増えるものの、住民の負担が軽減され、事務手続き、人件費などの行政負担が軽減されるというものでしたが、SPCという一部業者で構成される企業に、10年間で総事業費の約100億円もの発注権限を含め利権が集中してしまうことになる、また、市町村型のため浄化槽は市の財産となり、耐用年数を過ぎたとき更に莫大な財政負担が生じる可能性がある、将来それだけの負担に耐えられるかといった問題が指摘され、これまで棚上げになっていました。

そこで今議会で、執行部はPFI方式という企業体がすべてを請け負う形ではなく、市が直接、直営で行う方式を提案しました。これは、個人の負担額は前の提案と同様約10万円で済みますが、個人との手続き、届出、業者発注、検査などすべてを市が直接やらなければならない、7~8人の職員の増員が必要となり、また、既に個人で設置してきたものについては何の対応もないということで、市民サービスに不公平が出てしまうなど更に課題が指摘されました。

河川浄化に向け、合併浄化槽の設置は加速させなければなりません。また、個人の負担が少なくなることで、歓迎する市民の皆さんも少なくないと思います。しかし、この方式は、個人との手続き、発注、検査など煩雑な事務手続きが行政へ重荷なってきます。従ってその課題解消のために、当初執行部が提案し、問題が指摘されたPFIという民間会社への一括発注方式へ変換を検討せざるを得なくなります。市直営であるこの方式を採用するともう後へは戻れないのです。ですから、そういった課題解決のための十分な検討が必要です。

さらに、あとの一般質問でも触れていますが、合併し新市となり国からの助成適用期間である平成26年までに、次の時代の新市の骨格を作らなければなりません。そのなかで、どのような事業をどういった優先順位でやっていくのか、財政的な予測も立てどれだけの事業が実現できるのか、まずその基本計画ができていません。この事業の市負担は1万機設置したとして約51億円の借金でまかなわれます。この約半分の26億円は交付税で後年に交付されるといっても、約25億円の借金は確実に発生するのです。このほかにも、新市建設のため、既に着手された駅東部区画整理事業などの大型事業や教育関係費、産業振興費、都市基盤整備など巨額の事業費を必要とする事業が見込まれます。全体の計画が見えない中、一部の事業を先行してしまっ、後で必要計画にしわ寄せとならないとも限りません。現在、新市マスタープラン、行財政改革、補助金改革、新市都市計画などが検討されており、ここ1年でまとめられることとなります。そして、**新たな新市建設計画のなかで検討すれば、今後の新市の事業の中にどのように位置づけてどういう形でやるのか、自ずと答えは出てくると**思います。

○介護保険の単独運営が打ち出されましたが先行きが思いやられます

現在柳川市の介護保険は、福岡県の介護保険広域連合に加盟して運営されています。これは、介護保険制度が始まるにあたって、市町村が単独で運営するより、共同で行うほうが効率的で、保険料も割安になるということで、平成12年に県内の72の市町村が広域連合を組織してスタートしました。旧柳川市・三橋町・大和町も加盟したわけです。その加盟自治体は、財政基盤の弱い町・村がほとんどで、市で加盟したのは山田市、田川市、豊前市と筑後地区では旧柳川市だけでした。当初から筑豊地区が中心となる、広域連合は高齢化率が高く、近い将来保険料が割高になると指摘されていました。従って、広域連合への参加は避けるべきとのことで、旧柳川市以外の筑後地区の市は単独の道を選んだわけです。そして、予想通り広域連合全体の給付費は当初の予想以上に膨れ上がり、保険料の値上げが検討されることになり、旧柳川市を始め筑後地区や福岡地区の加盟市町村から不満の声が上がることになりました。そこで考え出されたのが給付費の水準に合わせた3段階の保険料設定で、一応の収集が図られました。しかし、この3段階の保険料設定は暫定的なもので、国は均一保険料設定を指導しています。もし、保険料が3段階から均一料金になりますと5000円位になると想定されています。(下の比較表をご覧くださいと、全体的に保険料は増加傾向にあります、広域連合の保険料の上がり方は顕著です。単独運営は保険料抑制策など独自に事業努力をすることが出来るということです。)

そこで、先行きを不安視する自治体は、市町村合併を機に脱退し、単独運営に移行しています。この新柳川市も合併の時にそのチャンスがあったわけですが、そのタイミングを逃してしまいました。来年1月に誕生する「みやま市(瀬高町、山川町、高田町)」は合併を機に、広域連合から脱退し、

単独運営することになりました。これまで、旧柳川市議会、新市になってからも、再三単独への移行を指摘されていましたが、執行部は消極姿勢でした。ところが一転、みやま市がする時点になってあわてて広域連合に脱退を申し入れたわけです。

柳川市が単独運営に移行するには、まず、広域連合を脱退し、借入金の負担分約 240,000 千円を一括納付しなくてはなりません。そして、単独に移行した場合、保険料は最初の 2 年間で 4300 円前後、3 年目からが 4,000 円前後になると試算されています。しかし、現時点では脱退できるかどうかはわからないということです。というのも、**広域連合から脱退するには加盟自治体のすべての議会の了承が不可欠で、一つでも反対があれば脱退できない**ということです。ただ、**市町村合併する場合は無条件で脱退できた**ということです。私達議員は合併協定項目を了承いたしました。その前に勉強不足であったことは事実です。皆様にお詫びするしかありません。しかし、執行部からこのことに関する情報提供も説明も何一つありませんでした。結果論になりますが、**なぜ、合併時点でこのことを議論のテーブルにあげなかったのか悔やまれます**。今年の 9 月に加盟 43 自治体で、柳川の脱退について賛否が問われることとなります。今回の予算で単独運営に向けた関係予算も計上されております。それが、無駄にならないことをただ願うだけです。

介護保険事業者		保険料	
		平成 12 年	平成 18 年
県広域連合	A	2,908 円	6,456 円
	B		4,966 円
	C (柳川市など)		3,873 円
久留米市		3,086 円	4,724 円
大牟田市		3,040 円	3,890 円
大川市		3,100 円	4,000 円
八女市		2,990 円	4,100 円
筑後市		3,200 円	3,800 円

◎ 新柳川市の今後の行く末について一般質問をいたしました

新市誕生後一年が経過し、合併協議会で作成された新市建設計画および財政計画をもとに新市が稼動を始め 2 年目となりました。また、今年度予算は石田市長の意向が反映した予算となり、本格的な稼動となりました。私達旧 1 市 2 町の 53 名の議員は 1 年 7 ヶ月の在任特例期間の適用を受け新市の議員となったわけですが、その役割は旧 1 市 2 町の声をしっかりと行政に届け、今後の新市建設の方向性をしっかりと見極めることにあります。その任期も残り 4 ヶ月となりました。

そこで今回、新市を建設していく上での大前提となる**行財政改革の状況**、今後のまちづくりの重要な基礎となる**都市基盤整備の方向性**について質問をし、執行部と議論いたしました。

まず、今後の**新市建設に向け財政的な裏づけが必要**となりますが、その指針となるのが新市建設計画のなかの**財政計画**です。その計画額と平成 17 年度、18 年度予算額を比較してみますと、**17 年度が約 12 億円、18 年度が約 26 億円と、予算額が計画額より多くなっています**(詳細は私のホームページの行政と議会の中の財政状況をご覧ください)。

そこで、この格差の根拠を質問したところ、財政計画は平成 14 年度を参考に作ったということ。実際には柳川駅東部区画整理事業などの大型事業や、計画策定時にはなかった給食センター建設などが盛り込まれたためという答弁でした。なるほど、計画と実行には格差は生じます。しかし、根拠も裏付けもない計画を持って実行して行くなら、どういうことになるのでしょうか。合併協議が行われた平成 16 年にはいずれも想定済みであり、国からの財政支援・猶予期間はあと 13 年(激変緩和措置期間 5 年を含む)しかないのです。この**財政計画自体の早急な見直し**を指摘したところ、そのように対応しなければならないとの答弁でした。

また、財政計画を作るうえでまず必要なことは、今後(実際は 17 年度から始まっていますが)新市建設の上で、市民の要望を踏まえ、**どういった事業が予想されるかリストアップし、どれだけ**

の予算が必要になるのかを早急に検証する必要がある。現在進行中の駅東部区画整理事業、漁業団地、中島密集市街地整備などの大型事業で約 167 億円（市負担：約 72 億円）、そして前述の合併浄化槽問題や、今後、三橋町の小学校改修と大和・三橋の地区公民館建設問題、新幹線船小屋駅建設費負担の問題、さらに、幹線・生活道路整備、農漁業・商業振興策、福祉政策など新市建設のための骨格となる事業を行わなくてはなりません。そこに、今後の国からの財政支援と現在行われている行財政改革を行って、**どれだけの投資事業費が確保できるのか、そのすり合わせをして初めて必要事業の実現性や優先度が決まり、次の時代に向けた大きな基盤整備事業の計画も作ることが出来る。**その作業を、**多くの市民が参加できる形での具体的検討の場の立ち上げ**を要請いたしました。答弁では、そういうことも必要だとの答弁でしたが、今後具体化していくのか疑問符も残りました。私は、厳しい財政の現状と先行き、その中でどのような事業をどれくらい出来るのか、**広く市民の皆さんにもその状況を知ってもらう必要がある**、同時に、市民要望などを具体化していくための**行財政改革の必要性をしっかりと理解してもらうことが大切である**。その同じ視野に立って一緒に検討していく場の必要性を強く訴えました。

次に、今後の**新市建設のうえでポイント**となるのが**都市基盤整備**であり、その中で重要なのが**幹線道路**であり、地域特性に応じた**土地利用計画**を作成する必要がある。その現状について質問したところ、現在建設中の有明沿岸道路、九州縦貫道の瀬高インターに直結する 443 号バイパスなどを基本に幹線道路網や、歴史文化遺産、景観を生かした都市づくりなど盛り込んだ新しい都市計画の策定をしていくとの答弁でした。

そこで、まず明日の新市の姿を構築していく上で、幹線道路網をどのように配置するのが将来の姿を左右するといっても過言ではありません。住民にとって暮らしやすさの大きな要素であり、住民の定住化に大きく関わる問題です。そして、幹線道路網計画は、久留米と大牟田の中間地帯の筑後中部地域の核都市を視野に入れたものである必要がある。そのためには、旧柳川の市街地と西鉄柳川駅周辺を中心市街地と捉え、交通体系を考える必要があると思います。

現在の柳川市は、都市計画道路整備の遅れから、中心市街地には、生活者、ビジネス関係者、観光客の自動車が混入しています。それを、流入、流出、通過するだけの車を、環状道路を整備することによって、効率的に仕分けすることが出来るようになる、それが都市機能を高め、広い視野で見たときにこの新柳川を中心とした人と物の流れを創ることにつながる。そういったことを見据え**環状道路構想**を新都市計画にしっかりと位置づけるべきとの私の持論を展開しました。

右の図を見ていただくと具体的なルートとしては、現在建設中の**有明沿岸道路**(H20 供用開始)が環状線の北・東部分となり、瀬高インター(H22 完成)からまっすぐ西に伸びる**国道 443 号バイパス**が大和町の徳益で沿岸道路に結着しますが、そこからそのまま西へのばし、沖端川を渡り昭代地区で北へカーブさせ三橋の枝光あたりまで伸ばし沿岸道路へつなげると、**中心市街地を取巻くきれいな環状道路**となるのです(市が作成した図面に、私の考えを、丸印でルートを描いてみました)。



それは、多大な事業費を伴うことになるが推進すべきではと提案したところ、**執行部からは事業費も含め国・県と打合せながら前向きに取り組みたい**との答弁でした。なにより、**国道 443 号線バイパスは地元自治体の財政負担はほとんどない**わけですから、これを利用しない手はありません。上の図を見てもらえればわかりますが、まず、市民は中心市街地を通らず各方面へのアクセスが出来るようになります。同時に、大型自動車をはじめビジネス車など不必要な市内への流入も少なくなります。もっと広い視野で見てみ

ると、この環状線を中心に東西南北各地域とのアクセスが格段と良くなると同時に、柳川が筑後中部地区の交差点となります。柳川の都市機能は格段に上がり、福岡都市圏をにらみ歴史文化を持つ住宅都市としての可能性を持つことになると思います。そして、地域産業にも大きな刺激を与えます。資料によると合併時 77,000 人の人口が、このままで行けば 10 年後の平成 27 年には 68,000 人に減ると見込まれています。それは、税収減、更なる高齢化を始め、街の活力が失われていくこととなります。そこで、人口減に歯止めをかけ、街の可能性を高めるためにも、これをしっかりと都市基盤整備の核に位置づけ、新たな都市計画を作るべきだと考えます。

次に、土地利用計画については、文化的景観、歴史文化遺産がまだまだ埋もれており、それをリストアップし資源リストとして体系的に捉えれば、その地域の特性が明らかとなり、田園地帯、有明海沿岸地域と併せて、その地域地域の特性を生かした土地利用計画を立てることが出来るようになる。そこで初めて幹線道路のルートを始め、街のグランドデザインが出来るようになり、都市の魅力アップにつながる。その作業を行政だけではなく、多くの市民が参加し、価値観を共有する形で進めるべきと要請いたしました。

行政は、前例にこだわり、自分たちの持っている情報を抱え込む傾向があります。また、自分たちが仕事をし、市民に与えるものという旧時代的な考え方もいまだ残っているように思います。地方が自らの責任で行政運営をしていかなければならない時代、行政は、その情報を積極的に市民に公開し、共有し、そしてそれを市民と一緒に議論し、一緒に作り上げていくことが時代の要請でもあります。職員がその意味と重要性に気づき、理解しなければなりません。そのためにも市民から付託を受けた議員のリーダーシップと決断力がより重要であると改めて痛感しました。そして、その決断を出来るだけの能力を備えていることが前提であることは言うまでもありません。

平成 18 年 6 月 28 日
柳川市議会議員
佐々木創主

柳川市新外町 119-2
TEL:0944-75-6057
FAX:0944-75-6058
e-mail:soshu.s@nifty.com
<http://homepage3.nifty.com/soshu/>

《佐々木創主略歴》

昭和 34 年 柳川市大浜町に生まれる
昭和 59 年 専修大学卒業後
リゾート開発会社を経て
平成 2 年～12 年
衆議院議員秘書
平成 13 年～14 年
東京海上火災保険(株)社員
平成 15 年 旧柳川市議会議員選挙当選
現在 柳川市議会議員、保険プランナー